

議案第48号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年5月21日提出

小田原市長 加藤 憲一

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

小田原市市税条例の一部を改正する条例

小田原市市税条例（昭和50年小田原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第25条の2を削る。

第26条（見出しを含む。）、第27条の見出し及び同条第1項、第28条の見出し及び同条第1項並びに第29条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第37条第2号中「、法第454条」を削る。

附則第6項及び第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第14項から第16項までを削る。

附則第17項の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「附則第28項から第30項まで」を「附則第25項及び第26項」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第18項の前の見出しを削り、同項を附則第15項とし、同項の前に見出しとして「（平成18年度分の個人の市民税の課税の特例）」を付し、附則第19項を附則第16項とする。

附則第20項の前の見出しを削り、同項を附則第17項とし、同項の前に見出しとして「（平成19年度分の個人の市民税の課税の特例）」を付し、附則第21項を附則第18項とする。

附則第22項の前の見出しを削り、同項を附則第19項とし、同項の前に見出しとして「（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る市民税の特例）」を付し、附則中第23項を第20項とし、第24項から第27項までを3項ずつ繰り上げる。

附則第28項の前の見出しを削り、同項中「令和4年4月1日から令和8年3月31

日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項を附則第25項とし、同項の前に見出しとして「（令和8年度から令和10年度までの各年度分の軽自動車税の税率の特例）」を付する。

附則第29項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割」を「令和8年度分の軽自動車税」に改め、同項を附則第26項とする。

附則中第30項を削り、第31項を第27項とし、第32項を第28項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

2 改正後の小田原市市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

3 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

5 この条例の施行前にした行為並びに前2項の規定によりなお従前の例によることとされる軽自動車税の環境性能割及び種別割に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和 8 年 3 月 3 1 日

小田原市長 加 藤 憲 一

（理由）

地方税法が一部改正され、軽自動車税の環境性能割が廃止されること等に伴う所要の措置を講ずるに当たり、特に緊急を要するため専決処分するものであります。